

《問 1》 正解 4

- 1) 適切。なお、保険契約の募集に関する主な禁止行為にはその他にも、「虚偽のことを告げ、または重要な事項を告げない行為」「告知義務違反を勧める行為」「特別の利益を提供する行為」などがある。
- 2) 適切。なお、個人情報を体系的に構成した「個人情報データベース等」を事業の用に供している者は「個人情報取扱事業者」として、この法律に定める取扱いを遵守することが求められる。ただし、情報を有する個人の合計が、過去6ヵ月のいずれの日においても5,000人を超えない範囲であれば、この法律での個人情報取扱事業者からは除外される。
- 3) 適切。なお、弁護士の資格を持たない者であっても、民法などの一般的な解説を行うのであれば、弁護士法には抵触しない。
- 4) 不適切。金融商品取引法は、金融商品取引業者として登録を受けていない者が投資助言・代理業や投資運用業を行うことを禁じている。

《問 2》 正解 3

- 1) 不適切。対象となるマンションは、床面積が30㎡以上必要であるが、敷地面積は適用要件がない。
- 2) 不適切。融資を受ける者が死亡した場合等の備えとして、機構団体信用生命保険と3大疾病保障付機構団体信用生命保険があるが、これらに加入する場合には、いずれも特約保険料がかかる。
- 3) 適切。
- 4) 不適切。住宅の建設と併せて購入した土地であれば、融資の対象となる。ただし、土地の購入日が、申込日の前々年度の4月1日以降であることが必要である。したがって、本問について、平成20年4月に土地を購入し、その土地上に住宅の建設をした場合には、土地については融資が受けられない。

《問 3》 正解 3

- 1) 適切。
- 2) 適切。
- 3) 不適切。「新規開業資金」と「女性、若者／シニア起業家資金」の融資限度額は、7,200万円（うち運転資金4,800万円）で同じである。
- 4) 適切。

●ポイント整理

<新規開業資金の概要>

利用対象者	次のいずれかに該当する者 (1) 現在、勤務している企業と同じ業種の事業を始める者で、次のいずれかに該当する者 ①現在、勤務している企業に継続して6年以上勤めている者 ②現在、勤務している企業と同じ業種に通算して6年以上勤めている者 (2) 大学等で修得した技能などと密接に関連した職種に継続して2年以上勤めている者で、その職種と密接に関連した業種の事業を始める者 (3) 技術やサービスなどに工夫を加え、多様なニーズに対応する事業を始める者 (4) 雇用の創出を伴う事業を始める者 (5) (1)～(4)のいずれかを満たして事業を始めた者で、事業開始後おおむね5年以内の者
資金の使いみち	新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする資金
融資限度額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）

<女性、若者／シニア起業家資金の概要>

利用対象者	女性または30歳未満か55歳以上の者であって、新たに事業を始める者や事業開始後おおむね5年以内の者
資金の使いみち	新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする資金
融資限度額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）

《問4》 正解 3

健康保険の被保険者に扶養されている（被保険者の収入によって生計を維持されている）家族で75歳未満の者については、被扶養者として健康保険に加入することになる。

被扶養者となるには、被保険者の収入によって生計を維持されていることと、原則として被保険者と同居していることが必要となる。生計を維持されていることの見直しとしては、以下の点を確認することとなる（なお、実際には個別具体的に判断される）。

- ・60歳未満の場合には年収130万円未満（60歳以上の場合には年収180万円未満）
- ・原則として被保険者の年収の2分の1未満

- (a) 該当する。
- (b) 該当する。
- (c) 該当する。

《問5》 正解 2

- 1) 適切。後期高齢者医療制度の被保険者が年額18万円未満の公的年金を受給している場合、当該被保険者に係る保険料は、特別徴収の対象とはならず、普通徴収となるので、居住する市区町村から送付される納付書によって保険料を納付することとなる。
- 2) 不適切。保険医療機関等の窓口で支払う一部負担金の割合は、原則として、現役並み所得者は3割、それ以外の者は1割である。
- 3) 適切。なお、後期高齢者医療制度では、低所得世帯の者にも保険料の軽減措置が設けられている。
- 4) 適切。後期高齢者医療制度では、原則として、被保険者全員が負担能力に応じて公平に保険料を負担する。保険料は所得割と均等割からなり、原則として都道府県内均一である。

《問6》 正解 1

- 1) 適切。
- 2) 不適切。再就職手当は、基本手当の受給資格者が安定した職業に就いた場合に、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上あり、かつ、一定の要件を満たす者に対して支給され、その額は、支給残日数が所定給付日数の3分の2以上であれば「所定給付日数の支給残日数×60%×基本手当日額」、支給残日数が所定給付日数の3分の1以上3分の2未満であれば「所定給付日数の支給残日数×50%×基本手当日額」である。
- 3) 不適切。教育訓練給付金の支給を受けることができる場合、その額は教育訓練経費（入学金および受講料）の2割相当額であるが、その上限は10万円となっている。
- 4) 不適切。高年齢雇用継続給付は、雇用保険の一般被保険者期間が5年以上あり、支給対象月に支払われた賃金額が60歳到達時（原則）に比べて75%未満となった場合に、一定の要件を満たす者に対して支給される。

《問7》 正解 1

- 1) 不適切。厚生年金保険の適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の従業員が、厚生労働大臣の認可を受けて任意単独被保険者となった場合、当該被保険者は厚生年金保険の保険料の半額を負担する。
- 2) 適切。
- 3) 適切。

4) 適切。

《問 8》 正解 4

1) 適切。

2) 適切。

3) 適切。

4) 不適切。基金の加入員が、国民年金の第 2 号被保険者となるなど、加入員資格を喪失して中途脱退者となった場合、その者は、加入員資格喪失時に脱退一時金を受け取ることができるわけではなく、掛金を納めた期間に応じて将来に年金が支給される。

★基本チェック

<国民年金基金>

加入対象者	国民年金の第 1 号被保険者(国民年金保険料を全額納付している者に限る) <sup>(注)</sup>
掛金月額	・個人型確定拠出年金の掛金と合算して 68,000 円以内 ・加入する「型」ごとに、年齢や性別によって決められている(前納による割引制度がある)
掛金(税制)	社会保険料控除の対象
掛金額の変更	・増額は毎年度 1 回のみ可能 ・減額は月ごとに可能
中途脱退	・脱退要件に該当しない限り、任意に脱退はできない ・脱退できても解約返戻金は支払われず、掛金を納めた期間に応じて将来に年金が給付される
受取方法	1 口目は 65 歳から受給開始となる終身年金、2 口目以降は終身年金または確定年金
税制(受給時)	雑所得として総合課税(公的年金等控除の適用が受けられる)

(注) 国民年金に任意加入した 60 歳以上 65 歳未満の者は、国民年金基金への加入が認められるようになる。これは平成 25 年 8 月 9 日までの間で政令に定める日から実施される予定である。

《問 9》 正解 2

1) 不適切。生命保険会社が破綻し、生命保険会社各社の負担金だけで資金援助等の対応ができない場合、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされていた時限措置は、平成 24 年 3 月末で終了となる予定であったが、平成 29 年 3 月末までに延長されている。

2) 適切。なお、日本国内で営業を行うすべての生命保険会社は、その免許の種類に応じ

て、生命保険契約者保護機構に強制加入することになっている。ただし、共済、少額短期保険業者の保険は、生命保険契約者保護機構の対象外である。また、民営化前に加入した簡易生命保険の契約は、政府による保険金等の支払保証があり、生命保険契約者保護機構の対象外であるが、民営化後に加入したかんぽ生命保険の契約は、他の生命保険会社と同様に、生命保険契約者保護機構の対象である。

- 3) 不適切。生命保険契約者保護機構は、原則として国内における元受保険契約（運用実績連動型保険契約の特定特別勘定に係る部分を除く）を対象として、破綻時点の責任準備金の90%を補償するが、養老保険等の貯蓄性の高い保険は、定期保険等の保障性の高い保険と比べて、責任準備金等の積立額が多い。したがって、生命保険会社が破綻した場合、養老保険等の貯蓄性の高い保険は、定期保険等の保障性の高い保険と比べて、責任準備金等の削減や、予定利率の引下げの影響が大きく、一般に保険金額の減少幅も大きくなる傾向がある。
- 4) 不適切。旧日本郵政公社の簡易生命保険契約は、生命保険契約者保護機構の補償対象とならないが、かんぽ生命保険の生命保険契約は、生命保険契約者保護機構の補償対象となる。上記2)の解説をあわせて参照。

#### 《問10》 正解 3

- 1) 適切。
- 2) 適切。本肢に記載されているとおり、保険法は、原則として施行日以後に締結された保険契約に適用されるが、施行日より前に締結された保険契約にも適用される規定がある。具体的には、保険金の支払時期や重大事由による解除などである。
- 3) 不適切。保険法では、被保険者は、保険契約者と信頼関係が損なわれるような重大事由が生じた場合や親族関係が終了した場合に、保険契約者に対し、その保険契約の解除を請求することができる。
- 4) 適切。

#### 《問11》 正解 4

- 1) 適切。リビング・ニーズ特約とは、余命6ヵ月以内と医師に診断された場合に、その原因にかかわらず、「死亡保険金の範囲内」かつ「保険会社所定の金額の範囲内」で死亡保険金の前払請求ができる特約である。なお、リビング・ニーズ特約では、請求した保険金額から6ヵ月分の利息と保険料相当額が差し引かれるため、特約保険料は無料である。
- 2) 適切。被保険者に病名または余命を告知していない場合など、被保険者本人が特定疾病保険金またはリビング・ニーズ特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が保険金を請求することができる。
- 3) 適切。先進医療特約について、先進医療特約の保障対象である治療に健康保険が適用

されるようになった場合、その治療は先進医療特約の保障対象外となる。

- 4) 不適切。特定疾病（三大疾病）保障特約は、所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中に罹患して、所定の状態になったときに、特定疾病保険金が支払われる。なお、特定疾病保険金を受け取ることなく、死亡または高度障害となった場合には、死亡保険金または高度障害保険金が支払われる。また、特定疾病保険金・死亡保険金・高度障害保険金のいずれかが支払われると、契約は消滅する。

《問 12》 正解 3

- 1) 適切。
- 2) 適切。
- 3) 不適切。契約更新後の身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる傷害特約部分の保険料については、介護医療保険料控除の適用対象にはならず、また「新制度」においても、一般の生命保険料控除の適用対象にならなくなっている。なお、これは災害割増特約や災害入院特約についても同様である。
- 4) 適切。平成 24 年 1 月 1 日以前の契約であっても、平成 24 年 1 月 1 日以後に契約の更新や特約の中途付加など（更新等）をした場合には、その契約について更新等の日以後の保険料が新しい生命保険料控除の対象となる。したがって、主契約である終身保険部分の保険料は、平成 24 年 9 月までの払込保険料は「旧制度」、平成 24 年 10 月からの払込保険料は「新制度」の適用対象となる。

●ポイント整理

<生命保険料控除額の控除額>

①平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る控除（新制度）

一般生命保険料控除	最高 4 万円（住民税は最高 2.8 万円）
個人年金保険料控除	最高 4 万円（住民税は最高 2.8 万円）
介護医療保険料控除 （入院・通院などに伴う給付 部分に係る保険料が対象）	最高 4 万円（住民税は最高 2.8 万円）

※上記 3 つの合計で最高 12 万円（住民税は最高 7 万円）。

②平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除（旧制度）

一般生命保険料控除	最高 5 万円（住民税は最高 3.5 万円）
個人年金保険料控除	最高 5 万円（住民税は最高 3.5 万円）

※上記 2 つの合計で最高 10 万円（住民税は最高 7 万円）。

（注 1）一般生命保険料控除と個人年金保険料控除は、上記の「①平成 24 年 1 月 1 日以後

に締結した保険契約等に係る控除（新制度）」と「②平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除（旧制度）」でそれぞれ計算して合計した場合、各控除額は最高 4 万円（住民税は最高 2.8 万円）となる。また、新制度と旧制度のいずれかのみを任意に選択することもできる。なお、各控除額を合計した制度全体としては、最高 12 万円（住民税は最高 7 万円）となる。

(注 2) 平成 24 年 1 月 1 日以前の契約であっても、平成 24 年 1 月 1 日以後に契約の更新や特約の中途付加など（更新等）をした場合には、その契約について更新等の日以後の保険料が新しい生命保険料控除の対象となる。

(注 3) 身体の傷害のみに起因して保険金が支払われる傷害特約、災害割増特約および災害入院特約に係る保険料は、介護医療保険料控除の対象にはならない。また、これらは、一般生命保険料控除の対象にもならなくなっている。

《問 13》 正解 3

出題文の空欄に解答を入れると次のとおり。

保険料が終身払込みの場合、加入時年齢から (①105) 歳までの期間を計算上の保険期間とし、当該保険期間の (②50) %に相当する期間（前払期間）を経過するまでの期間については、原則として各年の支払保険料の額のうち (③2分の1) に相当する金額を前払金等として資産に計上し、残額については損金の額に算入する。

《問 14》 正解 4

- 1) 適切。
- 2) 適切。
- 3) 適切。自動車損害賠償責任保険は、自動車損害賠償保障法（自賠法）によって加入が義務づけられた自動車保険である。自動車損害賠償責任保険は、人身事故の被害者救済を目的とした強制保険で、原則としてすべての自動車（原動機付自転車を含む）を対象としており、これを怠ると 1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処せられる。
- 4) 不適切。自損事故により自動車保険から被保険者本人が受け取る保険金は、非課税である。

★基本チェック

<自動車損害賠償責任保険の保険金の限度額（被害者 1 名につき）>

死亡保険金	3,000 万円
後遺障害保険金	4,000 万円～75 万円
傷害保険金	死亡保険金・後遺障害保険金とは別枠で 120 万円

《問 15》 正解 3

- 1) 適切。建物その他の固定資産の損害に対して受け取った保険金は益金に算入し、被害を受けた固定資産の被害部分の帳簿価額は損金に算入する。その結果、保険差益が生じた場合は法人税の課税対象となるが、一定期間内に代替固定資産を取得したときは、保険差益の圧縮記帳の適用が受けられる。
- 2) 適切。
- 3) 不適切。保険金等で取得した代替資産等の圧縮限度額を算出する際、「所有固定資産の滅失または損壊により支出する経費」には、類焼者に対する賠償金等の費用については含めることができない。
- 4) 適切。圧縮限度額は、以下の計算式によって求める。

$$\text{圧縮限度額} = \text{保険差益}^{(\text{注1})} \times \frac{\text{代替資産の取得価額}^{(\text{注2})}}{\text{保険金等の額} - \text{支出経費の額}}$$

(注1) 保険差益は「(保険金等の額－支出経費の額)－滅失等した固定資産の被害部分の帳簿価額」で計算する。

(注2) 代替資産の取得価額は分母の額を限度とする。

上記の計算式に金額をあてはめると、以下のとおりとなる。

$$\begin{aligned} \text{圧縮限度額} &= \{(5,000 \text{ 万円} - 500 \text{ 万円}) - 1,500 \text{ 万円}\} \times \frac{3,600 \text{ 万円}}{5,000 \text{ 万円} - 500 \text{ 万円}} \\ &= 2,400 \text{ 万円} \end{aligned}$$

《問 16》 正解 4

- 1) 適切。
- 2) 適切。
- 3) 適切。
- 4) 不適切。景気動向指数において、従来は、D I が重視されていたが、平成 20 年 4 月値以後、C I が中心の発表形態に移行している。

★基本チェック

<景気動向指数の主な採用指標> (平成 25 年 3 月 7 日現在)

先行系列	新規求人数 (除く学卒)、実質機械受注 (船舶・電力を除く民需)、消費者態度指数、東証株価指数など
一致系列	生産指数 (鉱工業)、有効求人倍率 (除く学卒) など
遅行系列	法人税収入、完全失業率など

《問 17》 正解 1

出題文の空欄に解答を入れると次のとおり。

デュレーションは、債券への投資資金の平均 (①回収期間) を表すとともに、債券投資における金利リスクの指標としても用いられる。たとえば、他の条件が同じであれば、債券のクーポンが低いほど、また残存期間が (②長い) ほど、デュレーションは長くなる。なお、割引債券のデュレーションは、割引債券の残存期間 (③と等しくなる)。

●ポイント整理

<デュレーションの性質>

- ・割引債のデュレーションは、残存期間に等しい
- ・利付債のデュレーションは、残存期間よりも小さい
- ・他の条件が同じであれば、クーポンレートが高い (低い) 債券ほど、デュレーションは小さい (大きい)
- ・他の条件が同じであれば、残存期間が長い (短い) 債券ほど、デュレーションは大きい (小さい)
- ・他の条件が同じであれば、デュレーションが大きい (小さい) 債券ほど、金利変化に対する債券価格の変化率は大きい (小さい)

《問 18》 正解 4

- 1) 不適切。制度信用取引では、品貸料および弁済の繰延期限について、顧客と金融商品取引業者との間の合意に基づき自由に設定することができない。本肢は、一般信用取引について述べたものである。
- 2) 不適切。逆日歩は、一般信用取引では発生しない。なお、空売り (「売り」から入る信用取引) が大幅に増えると、証券金融会社では貸株残高が融資残高を超えて株不足が生じることがある。この場合、証券金融会社は、不足分の株式を機関投資家などが

ら品貸料を支払って調達するが、この品貸料を「逆日歩」という。証券会社では、品貸料相当の金銭を売り方から徴収して買い方に支払う。

- 3) 不適切。制度信用取引、一般信用取引のいずれも、売買に係る委託保証金は必要とされる。
- 4) 適切。なお、制度信用取引の決済のために、証券会社は証券金融会社から売付株式または買付代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れることができる。これを「貸借取引」という。

●ポイント整理

<制度信用取引と一般信用取引>

制度信用取引	金融商品取引所（証券取引所）に上場している株式等を対象とし、銘柄や品貸料、返済期限などが金融商品取引所（証券取引所）の規則によって一律に定められた信用取引
一般信用取引	金融商品取引所（証券取引所）に上場している株式等を対象とし、金利や品貸料、返済期限などを顧客と証券会社の間で自由に決めることができる信用取引

《問 19》 正解 4

- 1) 不適切。外国株式への投資方法の一つである国内委託取引とは、投資家の注文を国内の金融商品取引業者が取り次いで国内市場で売買する方法である。本肢は、外国取引（海外委託取引）について述べたものである。
- 2) 不適切。外貨建MMFは、いつでも信託財産留保額を差し引かれことなく換金することができる。
- 3) 不適切。日本国内に住所を有する個人（居住者）が保有する外貨建ての外国債券について、国内の証券会社等から利子等の交付を受ける場合は、国内債券と同様、支払のつど源泉分離課税される（外国で源泉徴収されている場合でも、日本と外国の合計税率に基づいて国内で調整される）。一方、国内の証券会社等以外から利子等の交付を受ける場合は、利子所得として総合課税の対象となる。つまり、日本国内に住所を有する個人（居住者）が保有する外貨建ての外国債券の利子は、日本国内でも課税される。
- 4) 適切。日本国内に住所を有する個人（居住者）が受ける外貨預金の為替差損益は所得の種類としては雑所得に該当するので、原則として他の総合課税の対象となる雑所得の金額と通算（内部通算）できる。

《問 20》 正解 1

円と外貨の交換レートについて、T T Sが「顧客が円を外貨に換える際の為替レート（顧